

## 令和5年度 第3回 江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

### <開催概要>

日 時 令和5年11月13日（月） 午後2時00分～午後3時40分

場 所 グリーンパレス 高砂・羽衣

出席者 杉野会長、守島副会長、戸倉副会長、金栗委員、矢島委員、高橋委員、石井委員、加藤委員、鳥澤委員、鈴木委員、藤原委員、佐野委員、日永委員、三橋委員、星委員、蛭川委員、今井委員、塚本委員、大沼委員、佐藤委員、吉澤委員、熊委員、中村委員、久我委員、中川委員

次 第 1. 開 会

2. 議 事

- (1) 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画 意見聴取（懇談会）について
- (2) 障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会について
- (3) 江戸川区障害者計画の構成（案）について
- (4) その他

3. 閉 会

### <議事要旨>

#### 障害者福祉課長

これより「令和5年度第3回江戸川区地域自立支援協議会」を開会いたします。終了は、午後4時を予定しております。よろしく願いいたします。

はじめに、本日の出欠状況を報告させていただきます。白鷺特別支援学校長 川上委員につきましては、本日、ご欠席となります。

次に、本日の資料につきまして、机上配付をしております。議事の途中、資料の不備、不足等気がつきましたら、お声かけください。

続きまして、事務局を代表しまして、福祉部および健康部の部長よりご挨拶を申し上げます。

—福祉部長挨拶—

—健康部長挨拶—

#### 障害者福祉課長

ありがとうございました。ここからは会長に進行をお願いいたします。

## 会長

本日もよろしくお願いたします。議事に入る前に、本日、初めて参加される委員がおりますので、簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

### —委員挨拶—

## 会長

ありがとうございました。それでは、本日の協議会は公開として傍聴者の希望を募っております。その点について、事務局から報告をお願いします。

## 障害者福祉課計画調整係長

この会議につきまして、区のホームページで傍聴者の希望を募りましたところ、3名の方から応募があり、ロビーでお待ちになっています。皆様のご了解をいただけた場合、ご入場していただき、傍聴者の方にも資料を配付してご参加いただきたいと思います。いかがでしょうか。

## 会長

ただいま事務局から傍聴について説明がありました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

### —委員確認—

## 会長

では、傍聴の方に入室していただいでください。

### —傍聴者入室・着席—

## 会長

委員の皆様のご協力により、無事に今年度3回目の協議会を迎えました。今年度の協議会活動も後半に入りましたが、本年度の課題については、意見交換できたと思っています。今回と次回の協議会では、更に意見交換を深めるとともに、次年度に向けた課題の積み残しなども考えながら協議を進めていけたらと思っています。

前回の協議会では、障害福祉計画についてご意見を伺いましたが、今回は障害者計画がメインになります。その前に、夏に開催した当事者・家族懇談会の積み残し分の報告と現在、開催しているテーマ別懇談会の終了分の報告をさせていただきます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議事1「江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画に関する意見聴取（懇談会）について」、事務局から説明をお願いします。

## 障害者福祉課計画調整係長

資料1をご覧ください。会長からお話がありましたように、今年の7月から9月にかけて、障害福祉サービス事業者団体及び当事者、家族の団体の会議に参加させていただき、ご意見を伺いました。9月7日開催の第2回協議会で一度報告させていただきましたが、その後に行われた懇談会の内容について本日、報告をさせていただきます。

「鹿本学園・白鷺特別支援学校PTA」は9月15日に、「五所連絡会」は9月25日に開催しました。「五所連絡会」というのは、5施設ある区立の生活介護施設の保護者会役員の皆様が参加する会です。それぞれの懇談会でいただいたご意見は、資料のとおりです。これで7月から9月にかけて行いました各団体からの意見をすべて伺ったこととなります。

ご意見を総括しますと、おおむね3つの項目に整理できると考えております。1つ目は、在宅生活における災害時も含めた緊急時の対応について、2つ目は、障害当事者の老後の生活も含めた対応について、3つ目は、親亡き後の暮らし方への対応についてです。以上3点のことにつきまして、お諮りさせていただいている次期計画にロードマップを描いて、次年度から着手していけるように諸般の準備を進めていきたいと考えています。資料1につきましては以上です。

## 会長

ありがとうございます。資料1は鹿本学園・白鷺特別支援学校のPTAと五所連絡会でご意見を伺ったという報告です。それから、当事者・家族、事業者懇談会全体のまとめとして、災害時対応、老後対応、親亡き後の対応の3つの課題に集約していくという事務局からの報告です。懇談会で伺った意見は、障害福祉計画及び障害者計画においても、できるだけ反映させていきたいと考えているということですね。

今回の懇談会に参加された委員の方は、資料内容を確認させていただいて、気になる部分があればお願いします。ここにまとめられていること以外でも、印象に残ったことなどご意見があればお願いしたいと思います。まず、鹿本学園・白鷺特別支援学校のPTAに参加された委員の方をお願いします。

## 副会長

今回、13名のPTAの方が参加されて意見聴取をさせていただきました。お子様が生活していくなかでの不安を吐露されていたのが印象的でした。特に親御さんが亡くなった後、お子様が一人になっても安心して生活できるような体制づくりや、生活圏内のグループホームを利用できるようになってほしいなど、生活支援に関する意見がありました。その中で、バスや電車など区内の交通機関が複雑なため、整理をしてほしいという要望がありました。近隣に気軽に行けるような場所や気軽に相談ができる場所がほしいという希望もありました。

2番目に就労支援です。最低賃金を貰えるような施設や一人で外出できるような在宅訓練施設を整備してほしいという希望も出ていました。

3番目に災害時の対策です。災害時にはサポートするシステムがあるという話ですが、災害時にまず何をするのか分かるようなものがほしいということで、アプリやサイトなど一括して見るができるものの要望がありました。防災マップなど、災害が起きた時やその後どこで生活ができるのか分かるものがほしいという意見がありました。このように大きく3つに分かれると思っています。

## 会長

ありがとうございます。他に参加された委員の方で付け加える事があればお願いします。相談支援事業者との間のコミュニケーションが目詰まりしているような印象を私は受けましたが、それについてのご意見があればお願いします。

## 委員

私達は知的障害児者の親の会です。私は五所連絡会に出席させていただいて、同じ障害者でも今まで知らなかったことを知りました。私のイメージでは単に知的障害者と思っていましたが、かなり医療的ケアを必要とする方が多く、進行性の難病で大変な思いをされている方がいらっしゃいました。出席された方は、今回のようにそれぞれの方の思いを聞いたのは初めてで、かなり衝撃を受けていたようでした。

資料に記載されていること以外では、24時間体制の支援がほしいことやひとり暮らしを希望する医療的ケアを受けている人の気持ちが伝わってきました。同時に、自分の子どものケアだけでなく、親の介護も始まってしまったお母さん達は、生活が一杯一杯で、公的の支援サービスがないので、救ってあげないと生活が成り立たないと思いました。あと、江戸川区には入所できる施設がなく、ショートステイもなかなか利用できないので増やしてほしいという意見もありました。親亡き後の問題も皆さん感じているようでしたので、またご意見を伺って、こちらに伝えられればいいなと思いました。

## 会長

ありがとうございます。親御さんが集まる機会があれば、お互いに情報を共有していると思っていました。今回の懇談会は、協議会として、サービス事業者と利用者の生の声を聞きたくて開催したのですが、協議会の懇談会企画が利用者さん同士の情報交換する機会にもなったというのは大変良いことなので、そうした観点からも懇談会は続けていけると良いですね。

他にご意見がなければ、議題の1つ目についてはこれで終了してよろしいですか。それでは、議事2「障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会について」、事務局から説明をお願いします。

## 障害者福祉課計画調整係長

資料2をご覧ください。前回の協議会で、3つのテーマに沿った懇談会を開催することで計画させていただきまして、そのうちの2つの懇談会の報告となります。

1つ目は10月17日に地域生活継続課題の懇談会を、計画相談、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、グループホーム、就労支援の各事業者の代表の方と協議会の委員にもご参加いただき、計18名で開催しました。こちらは3つのテーマでご意見をいただいております、資料に記載してあるとおりとなります。

課題については、資料1でも触れている、地域で暮らしていくために必要なこと、というテーマでいただいた意見を、次期計画のなかでどのように実施していくのか、皆様の意見をいただきながら描かせていただき、次年度から着手できるように諸般の準備を進めてまいりたいと思います。地域生活継続課題については以上です。

## 会長

私も出席しましたが、ここでまとめられているように、実に色々な話が出ました。ここ数年、地域生活支援拠点づくりがなかなか進んでこなかった原因がどこにあるのか、課題を見つけるとそこから解決策が見えてくるだろうということで、私の方から質問したりしましたが、「イメージの共有ができなかったことが進捗しなかった理由である」という理解を共有して懇談会は終わっております。その後、区の方でも話し合いを持たれたと聞いています。地域支援拠点の体制整備を今後どういう方法で進めていくのかという話がありますか。

## 障害者福祉課計画調整係長

区の担当部署での話し合いは、日程調整がなかなか合わず、近日中に実施する予定です。

## 会長

地域生活支援拠点は、障害福祉総合支援法の障害福祉サービスの中で国が位置づけていて、各自治体に実施の指示がありますが、23区内でまだできていないのは、江戸川区と渋谷区の2つだけですので、作っていかねばなりません。地域生活支援拠点が何故それほど大切なのかというと、鹿本学園・白鷺特別支援学校PTAの懇談会でも話が出ていましたが、重度の障害のある方が高齢化していくということ、同時に親御さん自身も高齢化していき、両親の介護支援と障害のある方本人の支援の両方をしなければいけない複雑な場合が出てきます。そうすると、ひとつのサービス単独で解決できる問題ではないので、複数のサービスの連携、更には障害福祉サービスと介護保険サービスの連携が重要になってきます。色々なやり方があると思いますが、江戸川区はサービスの連携があまり上手くいっていない印象があるので、地域生活支援拠点をきっかけにして、連携が取れるようになっていけばいいと考えています。

地域生活継続課題の懇談会で感じたのは、江戸川区の相談の担当係と相談支援事業者の間のコミュニケーションが目詰まりしているような印象を受けましたが、それについてご意見を伺えればと思います。参加された委員の方からいかがですか。

## 委員

目詰まりというところでは、資料の一番上にもありますが、「行政との継続的な協議の場が少なく、課題認識を共有できていない」という点です。私達は連絡協議会の定例会で情報交換をしていますが、そこと行政の接点は少ないです。定例会で話し合われたことや相談支援における個別支援の現場であがった地域課題を行政に伝える場がなかったりします。先生がおっしゃった、どうしてもできないのかという話ですが、地域課題が何か、それを解決するにはどうしたらいいかを、行政と事業者がしっかりと話し合う場が必要と感じています。

## 会長

個別の利用者ごとに、この家庭にはどういう医療が必要で、本人には介護サービスが必要で、親御さんには介護保険のデイサービスが必要であるとか、世帯ごとに必要なニーズが出てくるわけです。それに見合ったサービスを連携させていくのが大事で、それは世帯支援している相談支援事業者でないとできない部分だと思います。横浜市など、行政がそれを実施するケースもあると思いますが、個別の利用者、世帯には色々なニーズがあるので、それを全部分かっている必要が絶対にあります。実際にケースマネジメントしているのが事業者であれば、行政はその情報を全部持っていないといけない。リスクを発見することが行政の役割だと思うので、6090世帯というのは単に年齢によるリスクの括りですが、その中にはいろんなリスクが増えていく可能性があります。そのような世帯ごとの複合的なリスクの情報を高度なセキュリティによって一元的に管理するのは行政の役割になってきます。

実際に情報を集めるのは民間の相談支援事業者なのか、行政自身なのかは、それぞれの自治ごとの考え方や人手の問題もあると思います。

## 障害者福祉課長

区の担当は身体障害、知的障害、精神障害と分かれています。それぞれの所でピックアップしている家庭の個別の情報は来ていて、ニーズは理解していると思いますが、それらが一元的に管理されているかと言われればできていないと感じています。

## 会長

障害種別に分かれていても管理ができていけばいいわけです。リスクのある人がいることを区で把握できていけばよい。そこは大丈夫ですか。

## 障害者福祉課長

名簿化まではしていませんが、同じことを繰り返すケースが多いので、係で名前を聞けば把握できる家庭が多いと思います。

## 会長

実際、その家庭に定期的に訪問しているサービス事業者、相談支援事業者の誰が行

っているかも把握できていますか。

### 障害者福祉課長

計画書が上ってきたり、モニタリングの報告書を受けたりして確認していますので、定期的に世帯を確認しているというところまでは、件数が多くできていません。

### 委員

それ以前の段階の話ですが、私の子どもは就労B型に通っているので相談支援事業所を使っています。あるお母さんが緊急入院した時に、相談支援事業所に連絡したのかを聞いたら、それは何？と聞かれ、モニタリングや聞き取りがあるでしょうと言うと、あれがそうなのと初めて気づいたという感じだったので、相談支援事業所の役割を十分理解していない方が多いとその時驚きました。

資料は配付しても読む人、読まない人がいますので、相談支援事業所にはこのような役割があるので相談してみてくださいといった説明会のようなものがあったのもいいのではと感じました。

### 委員

精神障害には地域包括ケアシステムの会議があり、なごみの家と地域活動センターI型の連携やピアサポーターとの関わりを進めていこうとしているそうです。これも連携ネットワークですし、将来的につながればいいと思います。ただ、これは精神障害だけなので障害全部の連携ができればと思います。

### 会長

なごみの家の話は地域生活継続課題懇談会でも出ていました。他にご意見ありますか。

### 委員

先程のご家族の方が相談支援事業所を理解していないという発言を受けてですが、江戸川区には100人を超える相談支援専門員がおり、主任相談支援専門員という資格を持っている人も16人いる状況です。主任相談支援専門員は都内で世田谷区に次いで多く、力のある専門員が多い地域と言えます。任意団体の相談支援連絡協議会への入会率はこれまで70～75%で、そこでは常に相談支援の相談員による質のばらつきや、周知がされていないことのご指摘はいただいています。先程の目詰まりという点で言えば、あくまで任意の協議会ですので、公的なものが設けられるといいのではないかと考えています。

### 会長

お話しを伺っていると、親御さんの立場としては、必要になって初めて事業所に相談することが多く、普段はあまり思い浮かばない家庭が多いと思います。一方、親が

入院するのでショートステイを探してほしいとか急に相談されて困るのは、サービス事業者側です。ですから、普段から相談支援事業者と親御さんがお付き合いをさせていただいて、本人に合った事業所やケアサービスをマッチングさせておかないと、急に必要になった時に手配ができません。

行政は、利用者から要望があって初めて動くような受け身のスタンスではないかと思います。専門用語でアウトリーチと言いますが、普段からこちら側から、出かけて行って御用聞きをしていかないと緊急事態に対応することは難しいです。グループホームの事業者にも何かアウトリーチサービスをやっていただきたい。相談支援事業者だけではなく、アウトリーチサービスを組み合わせることで常時からつながりを作っていく、そうすると緊急時の対応が可能になると思います。その認識が行政の側には持ちづらいという気がしています。

他に何かご意見はありますか。では、災害要配慮者支援のご報告をお願いします。

### 障害者福祉課計画調整係長

こちらは10月23日に開催し、計画相談事業所、区で委託している医療的ケア児コーディネーター、区内に20か所近くある福祉避難所のうち、3か所の代表の方にご参加いただきました。区役所からは防災関係の所管として3か所、災害要配慮者支援課、防災危機管理課、地域防災課が出席し、協議会の委員にもご参加いただきまして、計16名で災害要配慮者支援テーマ別懇談会を行いました。

この4月に新しく災害要配慮者を所管する災害要配慮者支援課ができましたので、現在、災害避難に向けた対応策を改めて見直している最中です。10月23日にいただいたご意見も併せて検討するというところで終了しております。以上です。

### 副会長

当日は災害要配慮者支援課長から江戸川区の地域特性や災害時要配慮者支援に向けた新しい体制がまさに始まっているという話、避難行動要支援者の定義等の説明がありました。その後、参加者の皆さんからそれぞれの立場で課題を出していただきました。区と福祉避難所、障害者サービス提供事業者が、それぞれ事前にどのような準備をしたらよいのかということの共有、災害時にそれぞれの方がどういう状態なのか一元的に管理する仕組みができていないので、そういったところのネットワーク作りが必要なのではないか、という点が気になったところです。

令和2年度から避難行動要支援者は個別避難計画を作成し、直接指定の福祉避難所に避難することになりましたが、「私は学校に避難した方がいいのか、福祉避難所に避難した方がいいのか」という質問もありましたので、避難場所の周知が必要と思いました。

水害時においても区では広域避難を推奨していますが、避難できない方がどうしても出てきます。1週間以上水が引かないような地域の福祉避難所は対象外になるため、福祉避難所の数が不足しているという課題があるという話がありました。

避難行動要支援者の要件緩和を検討しているなかで、家族がいる方は対象外になり

ますが、日中独居の場合を考えると、そういった方も対象にしていかないといけないと考えました。

## 会長

ありがとうございます。こちらの懇談会に参加された委員がいらっしゃいましたら、ご意見、ご報告等お願いします。

## 委員

今ご紹介いただいた内容で個人的に気になったのは、江戸川区の場合、障害を持っている方で、個別避難計画を作成している避難行動要支援者は、体育館のような一次避難所に一旦避難するのはなく、直接福祉避難所に避難するということです。障害を持った方からは、別々の避難所に行くより、普段地域で暮らしている人たちと一緒に避難した方がよいという意見もありましたので、どのように動くか災害が起きた時に安心であるかを踏まえて、計画策定や具体的な避難所マニュアルに反映してほしいと思いました。以上です。

## 会長

ありがとうございます。避難所について何かご意見があればお願いします。

## 委員

私は家族と住んでおりますが、災害時に避難所へ行った時に、自分ができることはどんなことなのかを考えたことがあります。人に頼ることは勿論あると思いますが、自分が何を頼らなければいけないのかは、その時にならないと分からないのではないかなと考えます。避難訓練で疑似体験ができると視覚障害の我々も備えることができます。私はもし一人で避難所にいても、隣の人をお願いできる性格なので、滅多に困ることはないと思いますが、皆さんにご迷惑をかけないように避難したいという気持ちがあります。避難した経験がないので、はっきりとした答えは分かりません。

## 会長

ありがとうございます。障害のある方のなかには、福祉避難所でも、普通の避難所でも回りの役に立ちたいというお考えの方もいるという貴重なご意見をいただきました。そういう視点も大切だと思います。他にご意見はございませんか。

## 委員

江戸川区には1,500人くらいのろう者がいますが、ろう者協会の会員は100人くらいで、ほとんどが非会員です。会員が少なく危惧しています。というのは、聴覚障害は情報障害でもあるので、情報が全く入ってこない。災害が起きた時にどこに避難するか、どうやって情報を得るか、どのように注意をすればよいのかなどのマニュアルを、自分自身で作っており、会員の人にはそれを読んでくださいと勧めています。

避難所として設置される小学校はどこなのか、具体的に教えていただいて、それをマニュアルに役立てたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 会長

ありがとうございます。東日本大震災の時の避難所で、ろう者の方が避難したけれどもコミュニケーションが全くできないので、何日かしたら自宅に戻っていたという話を聞いたことがあります。ろう者協会がネットワークを作っていれば、安心ではないかと思います。ビデオ通話ができればろう者同士でコミュニケーションもできますが、災害時は通信設備がどの程度利用できるか分からないので、避難所では文字情報を提供することが大事だと思いました。

## 委員

福祉避難所が想定しているイメージと、今の協会で話されているイメージと乖離があると思います。福祉避難所で受け入れられる人数は、介護区分と障害区分の重い方で1,000人、2,000人もない範囲なので、対象者として想定されているのはこういう方であるというイメージを再確認しないといけないと思います。想定される水害の避難所のシミュレーションはできていますが、地震や自然災害のところでは進んでいない気がします。

福祉避難所に想定されている事業所もBCPとの兼ね合いもあるので、BCPを作りながらゴーサインをどこで誰が出すのかのすり合わせが必要です。そこで福祉避難所に想定されている事業所が困っている可能性もあるので、福祉避難所として掲げているところは確認しないとけません。区の想定はおそらく水害で止まってしまっていますが、地震はすぐにでも可能性があるのも、そこが心配だと思いました。現状としても危機感をお伝えいたします。

## 会長

BCPとは何でしょうか。

## 委員

事業継続計画のことです。本年度中に各障害福祉サービス事業者は作成を完了しなければいけない段階です。事業継続の作成とともに、福祉避難所に想定されている所はどのタイミングで福祉避難所を開設するかなどについてもBCPと連動していくので、年度内には区の方々とすり合わせをしておかないと、紙だけのBCPが作られてしまいます。事務的など所と現実的など所の乖離が心配です。

## 会長

今の意見について、事務局から何かありますか。

## 福祉部長

色々ご意見ありがとうございます。実際に大地震が起きた場合には、火災が起きたり、建物が壊れたりということで、福祉避難所に指定されていても、実際には役割が果たせないことがあると思います。他の自治体で見ると、その地域ではなくて、それ以外の類似施設に行かれているのが現状です。そういう意味で今計画的にできるというところが、水害は24時間以内、48時間以内にどのように避難しようか分かりますので、水害の方が先に議論されているという現状です。

福祉避難所へまず、ということですが、要介護者にひとりの介助者といった場合に、スペースが何㎡必要なのか目安があります。今まで4㎡と言われていましたが、通路などを入れると6㎡必要だろうと区で議論されているところです。水害が起きた時に、介護の状態や障害の状態で福祉避難所が不足している状況がありまして、今後の対応について、福祉部と危機管理部で検討しているところです。

災害時の対応は自助・共助・公助ということで、すべてが協力してやるわけですが、この協議会で2年前に皆様と一緒にマニュアルを作成したことを覚えていらっしゃるでしょうか。障害の方と一緒に、こういうことに注意して日頃から気を付けておきましょうというマニュアルを作りましたので、それを元に、まずは自分がどのように行動したらいいかを考えていただくなかで、福祉避難所が必要であるかの公助の部分は建設的に議論していければと思います。

今年度に災害要配慮者支援課ができて、一から検討し直しているところですので、委員の皆様とそれぞれの障害のある方も一緒に考えていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 会長

ありがとうございます。福祉避難所では開設時に当日どう動けばいいかという問題意識があり、区では災害要配慮者の割りふりを検討している。そこにはおそらく課題意識や目標について隔たりがあるので、お互いに距離を埋めていかないといけないと思います。他にご意見はありますか。

## 委員

私は水害が起こった際は、広域避難を選択します。福祉避難所に電源があるのか、エレベーターはあるのか、避難所自体が安全なのか、色々不安を持っています。

## 会長

電源は一般の避難所にもあるそうです。電源以外にも難病の方に必要なものは色々あると思いますが、まず電気が通じていない場合、自家発電ができるかどうかという問題があります。そうしたことも考慮していく必要があると思います。

それでは、議題3「江戸川区障害者計画の構成（案）について」、事務局から説明をお願いします。

## 障害者福祉課計画調整係長

資料3をご覧ください。1ページの中段に計画の位置づけがあります。今年度は3つの計画についてご意見を伺っていますが、これから案としてお示しするのは、一番左の障害者計画になります。障害者基本法に根拠を定めており、どのような障害者施策を実施していくかという計画になります。2ページ以降は近年の法改正を記載しております。後ほどお目通しいただければと思います。

6ページは、障害者計画の基本理念を示しています。江戸川区では令和3年に「ともに生きるまちを目指す条例」を基本条例として策定しました。今年11月には「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」を制定しております。これらの条例の基本方針を考え合わせたうえで、平成23年度に策定した江戸川区障害者計画を継承し、「自立」「共生」「社会参加」の3つを基本計画の基本理念としたいと思っております。

これら3つの基本理念に基づきまして、7ページに5つの基本目標を立てています。基本目標の1から3については、先程申し上げた平成23年度に定めた江戸川区障害者計画で定めたものと概ね同じです。平成23年度以降の変更点としては、平成30年度から障害児計画が加わりましたので、基本目標4に「子どもの健やかな成長を支援」という目標を掲げております。また、現行の障害者計画では、「生活支援の充実」という基本目標の1項目として就労支援を扱っていますが、昨今の改正を踏まえまして、基本目標の柱の一つとし、基本目標5として位置づけたいと考えています。

8、9ページは基本理念、基本目標、それを施策の目標ごとに細分化して9ページにある各事業でこれを実施していくと記載しております。

続きまして資料4をご覧ください。それぞれの基本目標ごとにポイントだけお伝えさせていただきます。

1ページは「基本目標1 ともに生きる仕組みづくり」です。課題として2つ掲げています。1つ目が、必要とする情報を簡単に入手するため、誰もが平等に必要な情報を入手できる社会、情報弱者をつくらないということです。区ではこの10月に障害者支援アプリを配備し、今後も様々な方向から情報関係の整備を進めていくことをひとつの課題と考えております。2つ目は、障害がある人もない人も、正しく障害者を理解できることを課題としています。これらの課題を踏まえまして、次ページ以降、差別解消、権利擁護、虐待防止、意思疎通支援を施策として事業内容を掲載しています。今取り組んでいる事業を改めて確認させていただくことで、今後の事業についてどのように進めていくかを、今後の方向性として記載しております。

6ページは「基本目標2 やさしいまちづくり」です。現状と課題として、更なるバリアフリー化のまちづくりと、災害時への支援方法を挙げております。施策の項目として、道路、交通機関、公共施設のバリアフリー、防災対策の推進を挙げております。また、行政等における配慮の充実ということで、選挙について記載し、各項目に合わせた今後の方向性を記載しています。

9ページは「基本目標3 生活を支える基盤づくり」です。ここでは各懇談会でいただいたご意見を取りあげまして、喫緊の課題である地域生活支援拠点等を整備することを挙げております。施策として保健・医療の充実、自立した生活の支援、経済的

自立の支援などを挙げまして、方向性を記載しております。項目が生活全般にわたりますので、細かい項目を記載しています。

18ページは「基本目標4 子どもの健やかな成長を支援」ですが、こちらは今回新しく追加しました。現状と課題では、障害児への周囲の理解と子育て中の介護支援を課題として着目しています。施策としては、子育て支援ということで区立の児童発達支援センターの充実や療育、教育の部門での支援の充実を記載しています。

21ページの「基本目標5 就労と生きがいつくり」では、国の新たに改正された就労支援施策に沿って、就労支援の整備を課題として挙げております。区立の障害者就労支援センターを中心に雇用、就業の促進に向けた整備を進めてまいりたいと考えています。生きがいつくりといたしましては、パラリンピックを契機として、区内のスポーツ施設で22の競技ができるように整備しましたので、その辺りも振り返りながらスポーツだけでなく文化系の芸術活動なども視野に入れながら、皆様からいただいたご意見を中心に、今後の方向性をどのような形で整備できるかを考えていきたいと思っております。

説明は以上となります。お気づきかと思いますが、今後の方向性のニーズが掴みづらかったり、項目によっては事業内容と今後の方向性が空欄だったりしておりますが、本日は中間報告としてご覧いただいております。第4回協議会にはある程度のラインを定めていきたいと思っておりますので、それまでの間に委員の皆さんの忌憚のないご意見を、会議の場だけでなくいただければと考えています。よろしくお願いたします。

## 会長

ありがとうございます。前は障害福祉計画と障害児福祉計画の原稿案を報告いただいてご意見を伺ったのですが、本日は障害者計画の報告です。障害福祉計画と障害児福祉計画は、総合支援法の枠内で障害福祉サービスに限定されたものですが、障害者計画は障害者基本法によるもので、バリアフリーとか公共交通、特別支援教育、障害者に係わる施策全てが含まれる内容になってきます。1章、2章、3章という形で障害者計画の現在の案ということです。今の時点で何かあればお願いします。

## 委員

次回の協議会で空欄やラインが定まるという話ですが、協議会は次が最後になりますか。例年、計画は今の時期に案ができあがっていて、年末にパブリックコメントというイメージでしたが、今回パブリックコメントいつぐらいになりますか。

## 障害者福祉課計画調整係長

障害福祉計画も障害者計画も両方ともあわせて2月に予定しています。

## 委員

スポーツの観点では江戸川区は素敵だと思います。やりたいことがやれるチャンス

があるのは有難いです。私には重度の仲間が沢山いて、一緒にやろうとしても介助者がいないため、参加しづらいです。どうしたらそのような発言になるのか突き詰めて考えると、基本指針の生活を支える基盤づくり、特に「自立した生活の支援」の部分になってくると感じています。資料4の11ページに「相談体制の充実」として基幹相談センターの事業内容と方向性が書いてあります。

基幹のことで質問と確認ですが、江戸川区の基幹相談支援センターは前回の計画によって区の直営で設置済みとなっていて、次のページに基幹相談支援センターの事業内容と方向性も書かれています。ここに書いてある内容は、新しくできた係になるのかということと、11ページ下の障害者相談支援は区役所2階の障害者福祉課の窓口対応のことでよろしいのでしょうか。そう考えると、最初に書いてある自立生活支援センターという項目について、今後の方向性は後日調整となっておりますが、これを区が直営で行うとなると、どんなことをするのか、私は自立生活センターのピアカウンセラーでもありますので、興味・関心があります。

今、始まったばかりですが、障害福祉サービスにおけるピアサポーターの位置づけについて、そのような取組みが台頭してきた中で、ここに書いてあるピアカウンセリングというものに当事者がどう参画できるのか期待もありますが、期待外れなものにならないように設けられるとよいと思います。

さらに、国が示している重層的な相談支援体制は第1層から第3層まであり、厚生労働省の専門官が相談支援の体制を作成して、このように整えていきたいと指針にしているものです。11から12ページに記載されている基幹相談支援センターの内容は、第2層の一般的な相談支援をイメージさせます。基幹は、第3層の地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などの主な担い手にも関係がありまして、資料4の3ページの地域自立支援協議会の開催や、12ページの地域連携ネットワークの推進も含む支援や、15ページにあるような地域生活支援拠点等の整備に向けたネットワークづくりが基幹相談支援センターの役割だと、国や東京都の相談支援の研修では教わります。

江戸川区の計画と国のものが違うことを指摘したいのではありません。基幹相談支援センターの役割は地域が考えればいいことなので、事業内容や今後の方向性が納得できるものであれば問題はありますが、今拝見した中で空欄が目立つので、懇談会で意見もありましたし、協議をする場を設けて、空白を埋めていくことが大事だし、やっていきたいと思っています。

## 会長

11ページの基幹相談支援センターの記載部分で、一般的な市町村の内容が書かれているというのは間違いですので、そこは訂正していただきたいです。また、障害者計画は5年計画なので、5年先を見据えたものにしたいわけですが、5年先には厚生労働省が言っているような体制を作っていきます、ということを最低限記載しないとダメだと思います。今のご意見については事務局で検討してください。

それでは最後に議題4「その他について」、事務局からお願いいたします。

## 障害者福祉課長

最後に配付されている資料について、担当係長からご説明させていただきます。

## 障害者福祉課庶務係長

障害者支援アプリ・ミライクについて、ご紹介させていただきます。

令和5年10月3日に江戸川障害者支援アプリ・ミライクをリリースさせていただきました。障害のある方やそのご家族、介助者などに向けて生活支援や利便性の向上を目的にリリースいたしました。このアプリでは、定期的に江戸川区からのお知らせをお届けする機能や、ヘルプカードのアプリ内での表示、デジタル障害者手帳「ミライID」と連携することが可能となっております。検索機能として、区が発行している「障害者福祉のしおり」のほか自分の障害種別や特性、調べたいキーワードなど、知りたい情報を検索することも可能になっています。また、事業者一覧では地域別やキーワード検索を行うことも可能です。リリースしたばかりで発展途上の面もございませが、App StoreやGoogle Playでダウンロードできるほか、WEBからもアクセスできるようになっておりますので、是非ご利用していただきたく、周知させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

## 障害者福祉課権利擁護係長

障害者週間啓発事業について、ご説明させていただきます。

障害者週間の12月3日から9日に合わせまして、本年度も啓発事業を実施します。その内容としまして、区内の図書館にて関連書籍やパンフレットの特別展示コーナーを設けまして展示します。12月5日は船堀駅前北口広場で、都立白鷺特別支援学校と就労支援ネットワークの「未来×くる」による販売活動を実施します。今後も毎月1回、継続して行ってまいりたいと思います。また、翌日6日には、船堀駅前北口広場で都立白鷺特別支援学校と共に啓発活動を行います。

また、昨年同様、タワーホール船堀の展望塔と葛西臨海公園の大観覧車をイエローにライトアップしていく取組を進めております。

続いて、障害者就労支援フェアです。その中の一環として、虐待の防止研修として講師をお招きしまして、12時から90分ほど講演会を無料で行う予定になっております。問い合わせを記載しておりますので、ご興味ある方はこちらにご連絡いただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

## 会長

ありがとうございます。協議会でもミライクの使い方をSNSで発信するなど、何か企画できればいいですね。

## 障害者福祉課計画調整係長

最後に次回の日程をご連絡させていただきます。第4回協議会は、令和6年1月17

日水曜日の午前10時から12時となります。会場は本日と同じグリーンパレス2階の高砂・羽衣の間となります。詳細が決まりましたら、ご通知いたします。

## 会長

次回のご予定をお願いいたします。

では、皆様のご協力により、無事に協議会を終了することができました。

以上をもちまして、第3回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

—終了—